

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

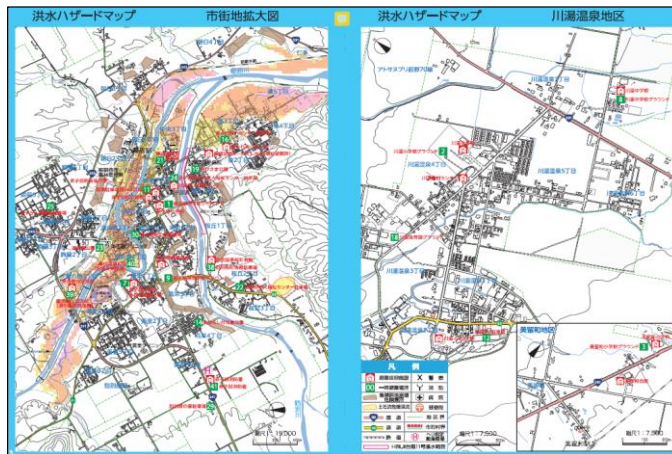
(1) 地域の災害リスク

(洪水：弟子屈町洪水ハザードマップ)

弟子屈町には多くの河川があり、中でも 1 級河川である釧路川及びその支流の鑑別川、尾札部川が氾濫した場合の浸水想定区域は、弟子屈町防災ガイドブックで概ね右図のとおり示されている。

中心市街地区は河川改修されており、リスクは少ないものと考えられるが留意する必要がある。

釧路川と鑑別川の合流点は中心市街地の郊外に位置するが住宅地となっており、一部商業施設もあることから十分な警戒が必要である。

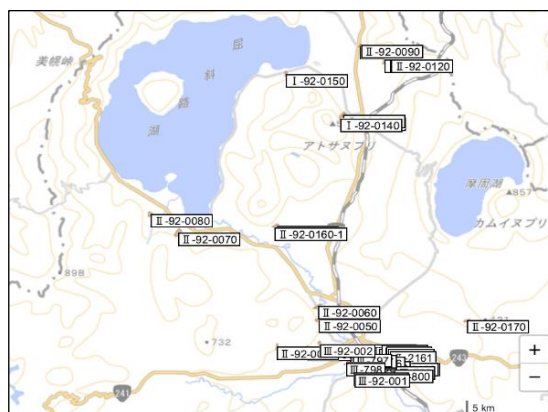


(出典：弟子屈町防災ガイドブック)

(土砂災害：北海道土砂災害警戒情報システム)

北海道によると、弟子屈町全域で 47 ヲ所の土砂災害警戒区域等が指定されている。大別すると弟子屈本町地区が 29 ヲ所、川湯を含むその他の地区が 18 ヲ所とされている。

指定区域によっては、住宅地や商業施設もあることから雨量に応じて対策を講じる必要がある。



(出典：北海道)

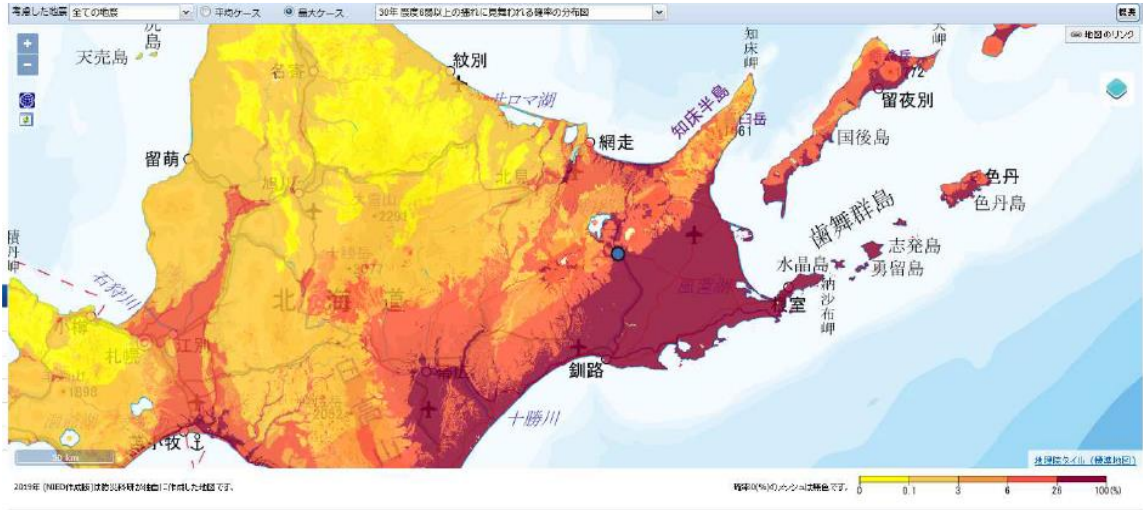
(地震：地震調査研究本部、J-SHIS)

太平洋沿岸のうち十勝沖から択捉島沖までを含む千島海溝沿いの地域は、過去にこの地点を震源とした大地震が数多く発生している。そのことから本町は「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」に指定されている。

知床半島からその東側の根釧原野との境界には「標津活断層」もあり、今後マグニチュード 7.7 程度以上の地震が発生する可能性があると言われている。

また、昭和 13 年には本町屈斜路湖付近を震源地とするマグニチュード 6.1 の内陸型の地震により著しい被害が生じており、地震に対しては細心の注意を払う必要がある。

地震ハザードステーションによると、「今後 30 年間に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率」は当町の居住地区の多くが 26%以上とされ、他の地域と比較しても確率が高い地域とされている。



(出典：地震ハザードステーション)

弟子屈町の地震発生状況

| 発生日月              | 震央名    | マグニチュード     | 震度等                           |
|-------------------|--------|-------------|-------------------------------|
| 昭和 13 年 5 月 29 日  | 屈斜路湖付近 | M6. 1       | 震度 5 以上、余震多数 死者 1 名           |
| 昭和 34 年 1 月 31 日  | 弟子屈付近  | M6. 3、M6. 1 | 震度 5、震度 4 余震多数                |
| 昭和 42 年 11 月 4 日  | 屈斜路湖付近 | M6. 5       | 震度 5 コタン、和琴地区 余震多数            |
| 平成 5 年 1 月 15 日   | 釧路沖    | M7. 5       | 震度 5 道路崩壊等 被害総額 107, 547 千円   |
| 平成 15 年 9 月 26 日  | 十勝沖    | M8. 0       | 震度 5 強 観光施設破損等 被害総額 3, 920 千円 |
| 平成 16 年 11 月 29 日 | 釧路沖    | M7. 1       | 震度 5 強                        |

(出典：弟子屈町地域防災計画)

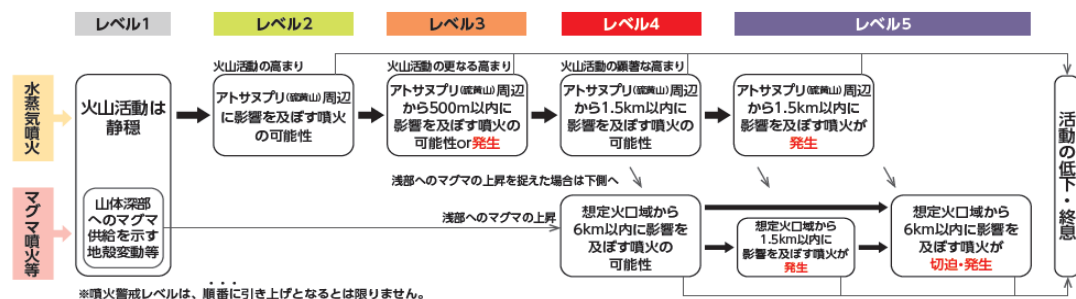
(火山：弟子屈町地域防災計画)

アトサヌプリは、標高 512m、別名「硫黄山」とも呼ばれ、多くの町民に親しまれている。現在も活発に水蒸気を噴気している火口から約 1.2 km 離れた場所には川湯駅前地区があり、同じく 2 km の場所には「川湯温泉街」がある。本地区には約 1, 200 人が居住しており、ホテルや飲食店、土産店も立ち並ぶ観光スポットとなっている。

アトサヌプリには、平成 28 年 3 月から噴火警戒レベルが運用されており、気象庁による常時観測体制が保たれている。噴火警戒レベルは、「1 (活火山であることに留意)」、「2 (火口周辺規制)」、「3 (入山規制)」、「4 (避難準備)」、「5 (避難)」の 5 段階に分類されているが、現在はレベル 1 を保持しており安定した状態が続いている。しかし、御岳山の噴火のように突発的な水蒸気噴火の可能性はあり得るので、不断の準備が必要である。

アトサヌプリで注意すべき火山災害は、噴石・火山灰などの降下火砕物、火砕サージ、火山泥流及び溶岩ドーム形成等による山体崩壊等が考えられる。

噴火警戒レベルの区分け



(出典：弟子屈町防災ガイドマップ)

### (感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を有していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響が懸念される。

現状においては、効果が認められるワクチンの接種も出来ないことから、徹底した予防対策を講じることが重要である。

### (その他)

釧路地域においても当町は降雪量の多い地域とされている。過去にも吹雪による交通障害、電線着雪などの被害も発生している。また、平成30年には融雪期に中心市街地である朝日地区で内水氾濫も発生しており、今後十分に警戒しなければならない。

また、平成30年の胆振東部地震の影響によるブラックアウトの際は、町内の電力が復旧するまで時間を要し、商工業者においても商品の廃棄や物流が途絶えるなど大きな影響を及ぼすことになったことも今後の教訓とする必要がある。

#### 過去における主な災害記録

| 発生年月日          | 災害の種類           | 被害地区など              | 被害状況   |
|----------------|-----------------|---------------------|--|
| 昭和13年5月29日     | 地震(内陸型)         | 震源地:屈斜路湖附近<br>震度5以上 | ・道路崩壊、土砂崩れ、屈斜路湖で津波、死者1名、被害額不明                        |
| 平成5年1月15日      | 地震(釧路沖)         | 町内全域                | ・道路・公共施設の崩壊<br>・被害額107,547千円以上                       |
| 平成28年8月20日～23日 | 水害(台風11号)       | 町内全域                | ・農作物の倒伏、冠水、急斜面地の崩壊等<br>・被害額18,219千円以上                |
| 平成30年3月9日～10日  | 水害(内水氾濫)        | 町内全域                | ・摩周駅周辺を中心に床上・床下浸水が発生<br>・被害額11,556千円以上               |
| 平成30年9月6日      | ブラックアウト(胆振東部地震) | 町内全域                | ・停電(ブラックアウト)により観光・商工・農業に壊滅的な被害発生。<br>・被害額106,151千円以上 |

### (2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 477人(独自データ)
- ・小規模事業者数 414人(独自データ)

| 業種        | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考       |
|-----------|-------|---------|----------|
| 建設業       | 47    | 46      | 町内に広く分散  |
| 製造業       | 14    | 14      | 〃        |
| 卸売業       | 9     | 8       | 〃        |
| 小売業       | 94    | 83      | 中心市街地に集中 |
| 飲食業       | 128   | 122     | 〃        |
| サービス業・その他 | 185   | 141     | 町内に広く分散  |

### (3) これまでの取組

#### ア. 弟子屈町の取組

##### 防災訓練、防災研修などの実施

| 実施年度      | 実施内容   |
|-----------|--|
| 平成13年～24年 | 図上訓練の実施(DIG)   |
| 平成25年～    | 自治会、学校、企業、各団体を対象に防災訓練、防災研修を年平均5回のサイクルで実施               |
| 平成26年     | 地震を想定し、弟子屈中学校で防災訓練実施<br>防災ガイドブックの全戸配布。(改訂版:平成30年度全戸配布) |
| 平成27年     | 火山噴火を想定し、川湯駅前及び川湯中学校で防災訓練実施                            |
| 平成29年     | 火山噴火を想定し、硫黄山レストハウス、川湯駅前、川湯農村センターで防失火訓練実施               |
| 令和元年      | 地震・土砂を想定し、弟子屈消防署で防災訓練実施<br>(北海道防災総合訓練の主会場として実施)        |

イ. 防災器材・備蓄品の町保有状況

| 項 目        |                                  | 保 管 先 等                |
|------------|----------------------------------|------------------------|
| 非常用<br>発電機 | 固定 (2 台)                         | 役場庁舎用、給食センター用          |
|            | 可搬式(7 台)                         | 防災備蓄倉庫(5 台)、汚水処理場(2 台) |
|            | 小型ガス使用(4 台)                      | 防災備蓄倉庫                 |
| 暖房器具       | 石油バーナ(2 台)                       |                        |
|            | カセットガス使用(100 台)                  |                        |
| 備蓄食料等      | アルファ米、飲料水、インスタント<br>味噌汁、缶入りパン、毛布 | 防災備蓄倉庫及び各指定避難場所        |

ウ. 商工会の取組

| 項 目                      | 実 施 年 月                             | 成 果                           |
|--------------------------|-------------------------------------|-------------------------------|
| B C P 策定専門家派遣事業          | 平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月<br>(3 回の開催) | B C P 策定企業 1 社                |
| B C P 策定専門家派遣事業          | 令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月<br>(3 回の開催予定) | B C P 策定(予定)企業 1 社            |
| 感染予防拡大に伴う<br>マスク・消毒液配布事業 | 令和 2 年 11 月                         | 円滑な事業活動と感染予防対策のため、会員企業を対象に実施。 |

2 課題

- ・災害時における緊急の取り組みの定めがなく漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、日頃の対策を講じておらず、ノウハウを持った人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・地区内の小規模事業者に対し、平時・感染拡大時における感染症対策の周知が十分になされていない。
- ・災害の備えとなる保険・共済制度の制度理解が小規模事業者に行き届いていない。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対して自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・災害発生時における連携体制を円滑に行うため、商工会と町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・災害が発生した際は速やかな復興支援が行えるよう、また、地域内において感染症発生の際は速やかに拡大防止策を行えるよう組織内の体制と関係機関との連携体制を平時から構築する。

・成果目標

| 業 種       | 商工業者数<br>(独自データ) | 小規模事業者数<br>(独自データ) | 策定目標 (事業継続力強化計画) |     |     |     |     |
|-----------|------------------|--------------------|------------------|-----|-----|-----|-----|
|           |                  |                    | R 3              | R 4 | R 5 | R 6 | R 7 |
| 建 設 業     | 4 7              | 4 6                | 1                | 0   | 1   | 1   | 0   |
| 製 造 業     | 1 4              | 1 4                | 0                | 1   | 0   | 0   | 1   |
| 卸 売 業     | 9                | 8                  | 0                | 1   | 0   | 1   | 0   |
| 小 売 業     | 9 4              | 8 3                | 1                | 1   | 1   | 0   | 1   |
| 飲 食 業     | 1 2 8            | 1 2 2              | 2                | 1   | 1   | 1   | 2   |
| サービス業・その他 | 1 8 5            | 1 4 1              | 1                | 1   | 2   | 2   | 1   |
| 合 計       | 4 7 7            | 4 1 4              | 5                | 5   | 5   | 5   | 5   |

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮した上で、浸水地域並びに土砂災害警戒区域を優先し、本計画期間において両地域の全小規模事業者が策定するよう設定した。

・実施目標

| 項 目              | 目 的  | 目 標          |     |
|------------------|--|--------------|-----|
| 事前対策の<br>必要性を周知  | 地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症などのリスクを認識させ、計画策定の重要性を認識させる。     | セミナー開催       | 年1回 |
| 緊急マニュアルの<br>作成   | 緊急時における具体的な支援体制を明確化するためにマニュアルを作成する。                  | マニュアル作成及び見直し | 年1回 |
| 計画策定支援に向けた内部体制強化 | 事業継続力強化計画策定希望事業所へ円滑に支援するため、職員の知識向上と職員間の連携強化、意思疎通を図る。 | 職員会議及び勉強会の開催 | 年1回 |
| 保険・共済普及に向けた体制づくり | 保険・共済制度に対する助言や加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る。                | 職員会議及び勉強会の開催 | 年1回 |
| 連携体制の推進          | 組織内や関係機関と連携体制構築を図る。                                  | 連携会議開催       | 年1回 |

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画連携会議を年1回開催し事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・商工会と町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

| 弟子屈町                | 弟子屈町商工会               |
|---------------------|-----------------------|
| 防災関連の情報提供           | セミナー・個別相談会の開催事業       |
| 事業継続力強化計画策定に係る助言・指導 | 事業継続力強化計画策定支援・フォローアップ |
| 災害等リスクの周知           |                       |
| 関係団体との連携            |                       |
| 防災訓練の実施             |                       |
| 応急対策時の対策及び復旧支援      |                       |

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有し、災害等の発生時に混乱なく応急対策に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、商工会内部で職員会議及び勉強会を開催し、職員間の情報共有並びに連携を図る。

ア. 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回指導及び窓口相談の際、過去における災害記録やハザードマップを用いて、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や策定した際の支援措置等の紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する「普及啓発セミナー」を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染症の状況も日々変化することから事業者には正しい情報を提供し、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関して、業種別のガイドラインに基づき、感染症防止対策等について事業者に周知を行い、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・それぞれの事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・商工会は、令和4年3月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・連携する保険会社を選定した中で、保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外にも対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測できないことからリスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

| 業種       | 商工業者数<br>(独自データ) | 小規模事業者数<br>(独自データ) | 策定件数 |    |    |    |    | フォローアップ回数 |    |    |    |    |
|----------|------------------|--------------------|------|----|----|----|----|-----------|----|----|----|----|
|          |                  |                    | R3   | R4 | R5 | R6 | R7 | R3        | R4 | R5 | R6 | R7 |
| 建設業      | 47               | 46                 | 1    | 0  | 1  | 1  | 0  | 1         | 1  | 0  | 1  | 1  |
| 製造業      | 14               | 14                 | 0    | 1  | 0  | 0  | 1  | 0         | 0  | 1  | 0  | 0  |
| 卸売業      | 9                | 8                  | 0    | 1  | 0  | 1  | 0  | 0         | 0  | 1  | 0  | 1  |
| 小売業      | 94               | 83                 | 1    | 1  | 1  | 0  | 1  | 1         | 1  | 1  | 1  | 0  |
| 飲食業      | 128              | 122                | 2    | 1  | 1  | 1  | 2  | 2         | 2  | 1  | 1  | 1  |
| サービス業その他 | 185              | 141                | 1    | 1  | 2  | 2  | 1  | 1         | 1  | 1  | 2  | 2  |
| 合計       | 477              | 414                | 5    | 5  | 5  | 5  | 5  | 5         | 5  | 5  | 5  | 5  |

- ・町、商工会並びに観光協会等の関係機関を交えた事業継続力強化支援計画連携会議において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に見覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、弟子屈町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

|       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| 実施期間  | 商工会館防災訓練と合わせて年1回実施                 |
| 訓練内容  | 発災後の連絡手段等の確認<br>発災後の指示命令系統・連絡体制の確認 |
| 訓練連携先 | 弟子屈町観光商工課商工振興係                     |

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ町観光商工課と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害時による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。その上で、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。  
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等）  
③SNS（LINE・メッセージ）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否についてSNSのグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、商工会による感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・弟子屈町防災対策本部の方針に従い、町観光商工課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。

・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

| 種別 | 配備の時期   | 配備要因          |
|----|---|---------------|
| 出勤 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合</li> <li>・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき</li> <li>・予想されない重大な災害が発生したとき</li> <li>・気象特別警報が発表されたとき</li> </ul> | 全職員           |
| 警戒 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき</li> <li>・町内に震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき</li> </ul>  | 事務局長<br>経営指導員 |
| 準備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時</li> <li>・町内に震度4の地震が発生したとき</li> </ul>   | 事務局長<br>経営指導員 |

・本計画により、商工会と町は被害状況等を下記により共有する。

|         |           |
|---------|-----------|
| 発災後～1週間 | 1日に3回共有する |
| 1週間～2週間 | 1日に2回共有する |
| 2週間～4週間 | 1日に1回共有する |
| 1ヵ月以降   | 2日に1回共有する |

・町が取りまとめたそれぞれの情報を踏まえ、必要な情報を把握し発信するとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

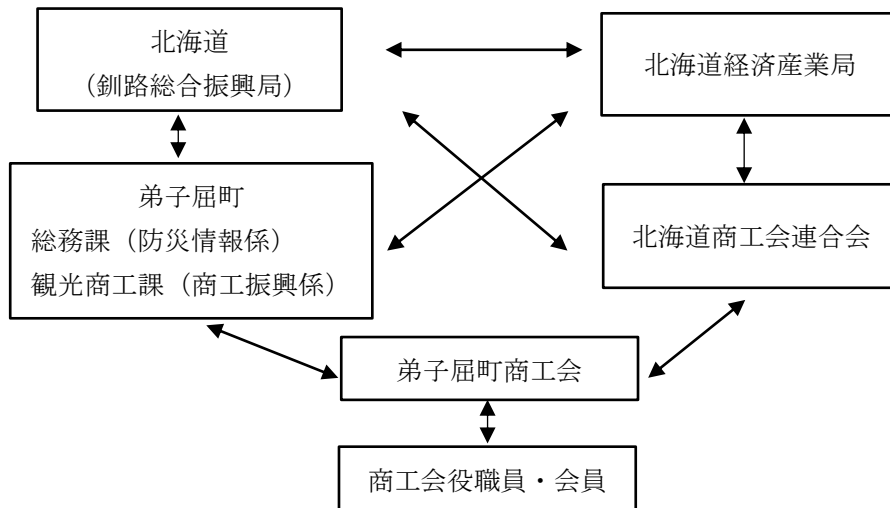
### (3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害発生時に被害を最小限に抑えるため、迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生への恐れのある箇所に対して情報を共有し、報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・商工会は原則、被害状況確認報告書にてメールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・商工会と町が共有した情報について、北海道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、釧路総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・被害状況確認報告書様式

| 事業所名 | 住所 | 業種 | 被害額 | 被害状況(建物・機械設備・商品など詳細に記載) |
|------|----|----|-----|-------------------------|
| 1    |    |    |     |                         |
| 2    |    |    |     |                         |
| 3    |    |    |     |                         |



・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地区内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

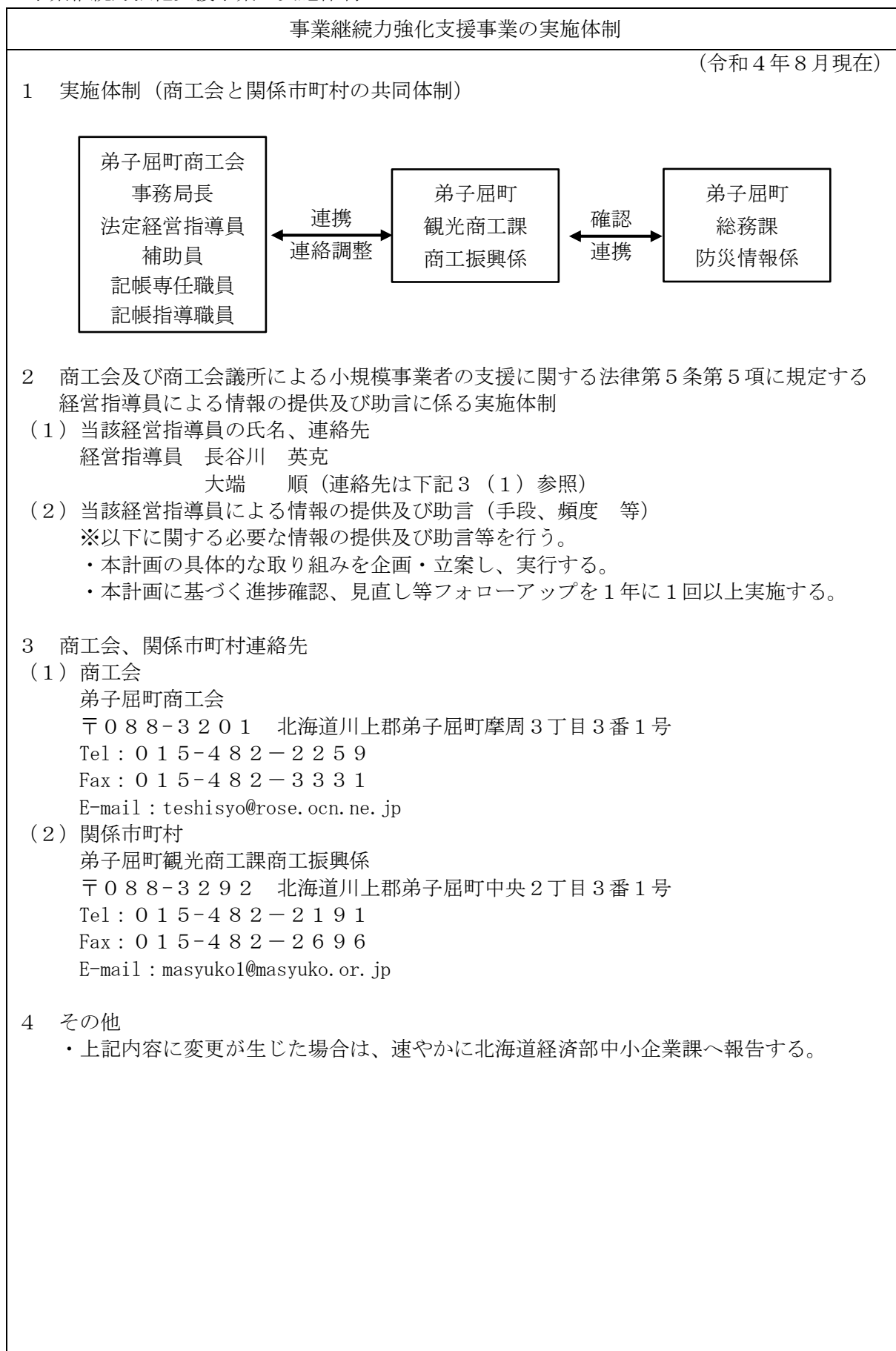
- ・弟子屈町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、弟子屈町・弟子屈町商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1. 必要な資金の額

(単位 千円)

|           | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額   | 300   | 350   | 300   | 350   | 300   |
| 専門家派遣費    | 250   | 250   | 250   | 250   | 250   |
| セミナー開催費   | -     | 50    | -     | 50    | -     |
| チラシ作成費    | 50    | -     | 50    | -     | 50    |
| 防災・感染症対策費 | -     | 50    | -     | 50    | -     |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2. 調達方法

| 調達方法                    |
|-------------------------|
| 会費収入、弟子屈町補助金、道補助金、事業収入等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。